

教育訓練給付制度における地域のニーズの把握について (報告)

令和5年度第2回地域職業能力開発促進協議会における協議の結果等

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域職業能力開発促進協議会における協議等を踏まえた講座拡大の取組（概要図）

- ・令和5年度第2回の地域職業能力開発促進協議会（本年2～3月）以降、地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付の対象講座の拡大に取り組んでいるところ（※取組の効果は令和7年4月指定（令和6年10月申請）以降）。
- ・令和6年度第1回中央職業能力開発促進協議会では、地域の訓練ニーズや当該ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組等を報告。

地域職業能力開発促進協議会

地域協議会を通じた地域のニーズの把握 等

（令和5年度第2回～）

労働局、都道府県、労使団体、教育訓練実施者・関係団体、学識者など関係者が参画する地域協議会において、地域の訓練ニーズの把握及び教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について協議（※）。

（※）＜協議の観点＞

- ・地域で求められる訓練ニーズとは何か。
- ・地域の訓練ニーズが高い分野において、教育訓練給付の対象講座は十分に指定されているか。
- ・地域の教育資源を活用して指定講座を拡大できないか。

報告

情報提供

厚生労働省本省

地域協議会の報告を踏まえた指定講座拡大の取組の実施

地域協議会からの意見や要望等を踏まえ、訓練ニーズの高い分野を対象に指定講座の拡大を図るため、関係省庁と連携して業界団体等に対し講座指定申請勧奨や制度周知広報等の取組を実施。

報告

都道府県労働局

地域における指定講座拡大等の取組の実施

地域協議会における協議を通じて把握した地域の訓練ニーズにおける講座の確保等に向け、労働局の主体的な取組として、

- ・地域の教育訓練機関等に対する周知広報や講座指定申請勧奨
 - ・教育訓練給付制度の利用勧奨
- 等を実施。

中央職業能力開発促進協議会

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組

- 本年2月～3月に開催した令和5年第2回地域職業能力開発促進協議会では、「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を協議事項に追加し、初めて協議が行われた。
- 協議の結果を踏まえ、令和6年10月の講座指定申請期間に向けて、労働局や本省において、教育訓練機関への講座指定申請の働きかけや周知広報を実施しているところ。

<令和5年度第2回地域職業能力開発促進協議会における主な意見>

➤ 訓練ニーズが高く講座拡大が必要

デジタル（情報）関係【岩手、秋田、茨城、栃木、石川、福井、岐阜、鳥取、岡山、鹿児島】

介護福祉関係【青森、秋田、長野、滋賀、徳島】

輸送・運輸関係【青森、山梨、広島、香川】

語学関係【青森、群馬、秋田、広島】

ドローン免許【青森、福井】 等

➤ 講座拡大の働きかけ・教育訓練給付制度の利用促進のための周知広報が必要

【秋田、群馬、新潟、山梨、岐阜、静岡、滋賀、鳥取、島根、広島、山口、香川、宮崎、沖縄】 等

➤ その他

講座指定申請事務の負担が大きい、手続が大変というイメージがある【青森、宮城、茨城、愛知、滋賀、大分】

本省から業界団体等への講座指定申請勧奨を求める 【青森】

給付率引上げ等の支援の拡充を求める【秋田、山形、山口】 等

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組

地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた対応方針と現在までの取組（例）

【協議会委員の主な意見】

<デジタル（情報）関係>

鳥
取

- ・労働者に有益な制度であり周知広報に努めてほしい。
- ・今後どのような分野の指定講座の新規開拓に力を入れていくのか。

【労働局の対応方針】

- ・情報関係の指定講座がゼロとなっているため、指定申請が提出されるよう教育訓練機関に働きかける。

【具体的な取組】

- ・県内6社の情報系の職業訓練実施機関を訪問の上、リーフレットを活用して講座指定申請勧奨を実施（7月）。いずれも講座指定のメリットを理解いただき、申請を検討いただけることとなった。

岐
阜

- ・全国と比べ県内に指定講座が少ないのは、周知広報が足りないのではないか。
- ・情報科を有する大学への働きかけが必要ではないか。

- ・公共職業訓練（委託訓練）や求職者支援訓練を実施している訓練機関、県内大学のうち情報系の学科を有する大学等に対し制度周知及び講座指定申請勧奨を実施

- ・県内で公的職業訓練を実施する民間の訓練実施施設すべて（5～6月）、大学1校、短期大学3校、大学と短期大学併設校2校を訪問し、リーフレットを用いた申請勧奨を実施（7月）、申請を検討いただけることとなった。

<介護福祉関係>

滋
賀

- ・多くの業界において人手不足感が高止まりしている状況で、介護業界の人手不足は、より深刻になっている。
- ・介護分野でスクーリングがある介護福祉士実務者研修などは、身近で受講できるようにすることが必要。滋賀県の場合、実務者研修を受講できる施設も少なく、身近にあるとは言えない。

- ・介護・医療分野を中心とした人材不足分野の人材確保・人材育成は重要であるものの、一方で職業訓練を含めても受講できる施設が滋賀県については少ない状況である。
- ・周知広報を進めていく。

- ・介護支援専門員、介護福祉士及び介護員養成研修の事業者等の指定を行っている滋賀県医療福祉推進課に訪問し、教育訓練給付制度の周知協力を依頼（7月）。
- ・介護支援専門員については、滋賀県から直接周知いただき、介護福祉士及び介護員養成研修については、滋賀県から提供を受けた県内の介護関係資格研修事業者名簿により、15者を対象に、当局からリーフレット送付による制度周知・講座指定申請勧奨を実施（7月）。

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組

地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた対応方針と現在までの取組（例）

【協議会委員の主な意見】

【労働局の対応方針】

【具体的な取組】

<輸送・運輸関係>

山梨

- ・指定講座数が全国最下位。
- ・ニーズの**高い輸送関係、介護関係の講座**が少ない。他県と比べて力の及んでいない部分にしっかりと周知して欲しい。

・現在はe-Learningで多様な講座が受講できるが、自動車運転免許関係などは近くに実施機関が無いと受講できないことから、今年度は2024年問題による人員不足が懸念されるため、**自動車教習所の団体と教習所に対し、重点的に講座指定申請勧奨を実施。**

・山梨県指定自動車教習所協会を通じて、**県下全自動車教習所14所にリーフレットを用いた講座指定申請勧奨を実施。**このうち、**講座指定申請を行っていない11社に対しては、訪問による制度説明を実施（6～7月）。**1社は10月に新規申請予定、その他は申請検討等。

香川

- ・一般から特定一般への切り替えを促すべき。
- ・2024年問題や高齢化で若年者の確保が困難な**運輸業界**に対して、当制度による支援は有効だが、県内の指定講座は全て一般教育訓練なので、給付率の高い特定一般へ切り替わってほしい。

・教育訓練機関へのリーフレットの送付などにより制度周知及び一般から特定一般への切り替えを促す。

・一般教育訓練を実施する介護福祉士実務者研修実施機関、自動車整備士養成施設、**自動車教習所（2校）へ訪問し、特定一般への切り替えを勧奨（7月）**

<日本語教員関係>

広島

- ・育成就労制度が始まる。広島県は外国人の受け入れが多いが、**日本語教員の講座が少なく強化が必要**ではないか。

・日本語教員養成機関について情報収集を行い、本省作成の講座指定申請リーフレットを用いて制度周知及び講座指定申請勧奨を実施。

・**日本語教員養成講座を実施している2校について、訪問及び電話にて制度説明と講座指定申請勧奨を実施。**

<厚生労働省における取組>

・文部科学省主催の日本語教員養成機関を対象とした制度説明会（7月）に参加して、教育訓練給付の制度説明及び講座指定申請勧奨を実施。

地域職業能力開発促進協議会の協議結果を受けた 都道府県労働局における講座拡大の取組

地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた対応方針と現在までの取組（例）

【協議会委員の主な意見】

<ドローン免許>

青
森

・ドローンの操縦資格に関する講座開設の要望がある。

【労働局の対応方針】

厚生労働省本省へ報告

福
井

・農業ではドローンを使った作業がある。ドローンの操縦資格に関する講座があれば、指定されるとよい。

厚生労働省本省へ報告

【具体的な取組】

<厚生労働省における取組>

・現在、一般教育訓練のみで指定されている一等無人航空機操縦士資格（2022年12月5日施行の改正航空法により創設）に係る登録講習について、講座実績要件を満たすものは、教育訓練給付（特定一般教育訓練及び一般教育訓練）の指定対象となる旨、国交省航空局を通じて全国約700の登録教習機関に対して周知・講座指定申請勧奨（8月）。

<その他>

兵
庫

・通信教育の割合が高いのであれば、都心に講座数が偏るのは必然的ではないか。
・中小企業向けに自己啓発の援助を行う講座を行っている機関に制度周知を図っていけばよいのではないか。

・地域における指定講座が増えることにより、受講者数増が期待できるため、協議会構成員を中心に、各関係機関、団体等に周知を図っていく。
・通信制、通学制の割合や、受講者数の多い講座等、地域における訓練ニーズを分析する。

・訓練ニーズを把握するため、ハローワークを利用する求職者等に対するアンケート（1059人）を実施（8月）。結果として、制度を知らない者が半数を超えていたことから、まずは制度自体の周知広報に取り組むこととし、並行して今後の講座拡大の方向性について検討する。

大
分

・講座指定を受けるための手続きが煩雑で、かなりハードルが高いイメージがある。

厚生労働省本省へ報告

<厚生労働省における取組>

・教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画を作成（8月）。厚生労働省ウェブサイトに掲載するとともに、労働局に情報提供。本省においても、SNSや業界団体等を通じた教育訓練機関への講座指定申請勧奨に活用中。

厚生労働省による講座拡大の取組

令和6年10月の申請期間に向けて、①講座指定のメリットを強調した教育訓練機関向けリーフレットや申請手続や申請書記載のイメージ動画等を活用した教育訓練機関への働きかけ、②関係省庁や業界団体主催の会議等におけるPR、③SNSによる制度周知等により、講座指定申請勧奨を集中的に実施。

○業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

- ・指定自動車教習所（約1,300校）
- ・（建設車輛関係）登録教習機関（約200機関）
- ・デジタル等各種資格認定団体（約30団体）
- ・介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）
- ・無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関（約700校）＜国交省と連携＞
- ・大学等（約1,200校）＜文科省と連携＞ 等

○関係省庁や業界団体主催の会議等

- ・大学等向けリカレント教育説明会（約300校）＜文科省と連携＞
- ・マナビDX講座提供事業者情報共有会（75機関※参加申込）＜経産省と連携＞
- ・日本語教員養成機関向け説明会（約550機関）＜文科省と連携＞
- ・（一社）全国産業人能力開発団体連合会説明会（30機関）等

○SNS等による周知広報

- ・X、facebook、厚生労働省メルマガ等による周知を、8～9月にかけて集中的に実施（X閲覧数：約10万件）

※令和6年9月3日現在

・教育訓練給付制度のご案内

※教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画。



<https://www.youtube.com/watch?v=AHRnPGBwCnc&t=1s>

・教育訓練給付制度 講座指定申請手続のご案内

※講座指定を受けたことがない教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画。



<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpiw&t=2s>